

関係法規（議題（3）関係文）

医療法施行規則

（特定の病床等に係る特例）

第30条の32 令第5条の3第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 1 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。
- 2 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

医療法施行令

（基準病床数の算定の特例）

第5条の3 法第30条の4第10項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 急激な人口の増加が見込まれること。
 - 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたこと。
 - 三 前号に掲げる事情のほか、特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。
 - 四 その他前三号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。
- 2 法第30条の4第10項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。
- 3 法第30条の4第10項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る基準病床数を算定することとされた区域（次条第3項において「基準病床数算定区域」という。）とする。
- 4 法第30条の4第10項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

医療法

第30条の4

10 都道府県は、第18項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第2項第17号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。